

令和3年度 事業計画書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

はじめに

LPガスは、家庭用エネルギーとしておよそ2,300万世帯で使用されており、近年の人口減少やオール電化住宅などの影響により消費世帯数は減少傾向にある。しかしながら、「第5次エネルギー基本計画」においては、化石燃料の中で温室効果ガスの排出量が比較的少なく、可搬性、貯蔵の容易性に利点があることから、「平時の国民生活、産業活動を支えるとともに、緊急時にも貢献できる分散型のクリーンなガス体のエネルギー源」と位置付けられている。更に、災害時のエネルギー供給においても「最後の砦」としての役割が期待され、今後も国民生活において、重要なエネルギーであり続けることが見込まれている。

LPガスの保安については、LPガス業界の保安向上の取組みに加え、技術の進展による安全性の高いLPガス供給機器の普及等に伴い、近年のLPガス事故による被害は大きく減少している。また、人材不足等が進む状況で保安レベルの維持を図るため、新たなデジタル技術を活用した保安の仕組みについても取り組まれている状況である。本協会は、こうした環境の変化をフォローしつつ、引き続き、LPガス供給機器等の検査業務等を通じてこれらの取組みを支援することにより、LPガスの保安の確保並びにLPガスの安全・安心の構築に貢献していく所存である。

本協会の令和3年度の経営環境については、平成29年度から令和2年度までの第4期供給機器交換需要期が終了し、令和7年度までの今後5年間にわたる需要低迷期を迎える。このため、マイコンメータ、調整器、高圧ホース等のLPガス供給機器の出荷数量は、前年度を1割から2割ほど割り込み、マイコンメータにあっては、232万台程度の規模になると予想される。

本協会の令和3年度の業務方針は、定款に基づく適合性検査業務、一般検査業務、JIS認証業務及び審査登録業務などについて、国際規格等に基づく公平・公正な業務運営を維持するとともに、業務の合理化及び技術能力の向上に努め、経営基盤の強化及び総合的な認証機関としての信頼性の向上を図るものとする。

以上を踏まえ、一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会の令和3年度事業計画を以下のとおり作成した。

事業計画

令和3年度に行う事業項目は次によるものとする。

1. 特定液化石油ガス器具等に関する国内登録検査機関業務
2. 政令指定の液化石油ガス器具等の検査及び試験（第1号の業務を除く。）
3. 政令指定外の液化石油ガス器具等の検査及び試験
4. 液化石油ガス器具等に関する普及及び啓発
5. 液化石油ガス器具等に関する調査及び研究
6. 産業標準化法に基づく国内登録認証機関業務
7. 国際規格及び国内規格に関する審査登録機関業務
8. 液化石油ガス器具等に関する内外関係機関等との交流及び協力
9. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

令和3年度 事業計画書

本協会の令和3年度における事業は、次に示す諸事項により行うものとする。

1. 特定液化石油ガス器具等に関する国内登録検査機関業務

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に基づき、特定液化石油ガス器具等に指定されている液化石油ガス用ガス栓に関する同法第47条第1項第1号に規定する適合性検査（以下「1号検査」という。）及び第2号に規定する適合性検査（以下「2号検査」という。）について、適合性検査業務規程に基づき、以下に示す数量の検査を行う。

(1) 1号検査

（第1検査：件、第2検査：千個）

品目	検査区分	当年度 計画数量	前年度 計画数量	増減	前年度 見込数量
ガス栓	第1検査	169	176	-7	170
	第2検査	1,536	1,565	-29	1,781

（備考）前年度見込数量は、令和2年12月末までの検査数量実績及び令和3年1月から3月までの見込数量の合計とした。以下同じ。

(2) 2号検査

（2号検査、製品検査及び性能確認検査：件、管理検査：千個）

品目	検査区分	当年度 計画数量	前年度 計画数量	増減	前年度 見込数量
ガス栓	2号検査	59	6	53	7
	製品検査	59	23	36	24
	性能確認検査	76	110	-34	106
	管理検査	1,206	1,435	-229	1,279

（備考）性能確認検査及び管理検査とは、適合性検査合格後に実施する製品検査及び出荷前検査をいう。

(3) 特定液化石油ガス器具等の検査数量（1号検査と2号検査の合計数量）

（検査数量：千個）

品目	検査区分	当年度 計画数量	前年度 計画数量	増減	前年度 見込数量
ガス栓	第2検査及び 管理検査の合計	2,742	3,000	-258	2,788

(4) その他の検査及び試験

上記の特定液化石油ガス器具等の材料、性能、強度等について検査規程に基づく検査（項目別検査）及び製造事業者等の依頼による試験を行う。

2. 政令指定の液化石油ガス器具等の検査及び試験（第1号の業務を除く。）

液化石油ガス法に基づき液化石油ガス器具等に指定されている品目のうち、調整器、液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（以下「高圧ホース」という。）、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（以下「低圧ホース」という。）及び液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（以下「対震遮断器」という。）の4品目について、製品認証業務規程に基づき、以下に示す数量の検査を行う。

(1) 第1検査及び第2検査

（第1検査：件、第2検査：千個）

品目	検査区分	当年度 計画数量	前年度 計画数量	増減	前年度 見込数量	
調 整 器	調整器（小型）	第1検査	12	12	0	13
		第2検査	277	333	-56	292
	調整器（大型）	第1検査	2	2	0	2
		第2検査	1	1	0	1
	自動切替調整器 （含二段減圧）	第1検査	94	89	5	89
		第2検査	1,257	1,600	-343	1,406
高 圧 ホ ー ス	第1検査	17	17	0	17	
	第2検査	3,341	4,000	-659	3,624	
低 圧 ホ ー ス	第1検査	6	6	0	6	
	第2検査	379	364	15	396	
対 震 遮 断 器	第1検査	1	1	0	1	
	第2検査	1	1	0	0	

(2) その他の検査及び試験

上記の液化石油ガス器具等の材料、性能、強度等について検査規程に基づく検査（項目別検査）及び製造事業者等の依頼による試験を行う。

3. 政令指定外の液化石油ガス器具等の検査及び試験

政令指定外の液化石油ガス器具等について、製品認証業務規程に基づき、以下に示す数量の検査を行う。

(1) 第1検査及び第2検査

(第1検査：件、配管用フレキ管の第2検査：km、その他の第2検査：千個)

品目	検査区分	当年度 計画数量	前年度 計画数量	増減	前年度 見込数量
燃焼器用ホース	第1検査	12	14	-2	16
	第2検査	294	317	-23	294
金属フレキシブルホース	第1検査	9	9	0	9
	第2検査	604	600	4	505
ホースバンド	第1検査	3	3	0	3
	第2検査	3,240	3,720	-480	3,030
ゴムキャップ	第1検査	1	3	-2	4
	第2検査	110	164	-54	300
自記圧力計	第1検査	6	6	0	7
	第2検査	4	5	-1	4
迅速継手	第1検査	8	8	0	8
	第2検査	12	7	5	8
ガス放出防止器	第1検査	3	3	0	3
	第2検査	5	6	-1	8
ガス漏れ 警報遮断装置	第1検査	23	24	-1	23
	第2検査	10	10	0	9
ホースエンド 接続具	第1検査	0	0	0	3
	第2検査	31	3	28	8
マイコンメータ	第1検査	42	48	-6	46
	第2検査	2,328	2,841	-513	2,859
配管用フレキ管	第1検査	22	19	3	22
	第2検査	4,401	5,570	-1,169	4,513
配管用フレキ管 継手	第1検査	86	85	1	86
	第2検査	1,560	1,665	-105	1,113
逆止弁付 根元バルブ	第1検査	3	3	0	3
	第2検査	518	476	42	547
漏洩検知装置	第1検査	4	4	0	4
	第2検査	79	87	-8	101
簡易ガス用感震 自動ガス遮断装置	第1検査	13	13	0	13
	第2検査	2	2	0	2
バルク用超音波 液面計	第1検査	1	1	0	1
	第2検査	1	1	0	2

(2) その他の検査及び試験

上記の液化石油ガス器具等の材料、性能、強度等について検査規程に基づく検査（項目別検査）、製造事業者等の依頼による試験、及び検査規程の定めのない機器等について製造事業者

等の依頼による試験を行う。

4. 液化石油ガス器具等に関する普及及び啓発

一般消費者等におけるLPガス事故を防止するためにLPガス安全委員会等が行う保安啓発事業に参画する。

5. 液化石油ガス器具等に関する調査及び研究

- (1) 液化石油ガス器具等に関する調査及び研究を行い、一般消費者等の保安の確保に努める。
- (2) 液化石油ガス器具等の技術基準等に関する調査及び研究を行い、技術基準及び安全性等の向上に努める。

6. 産業標準化法に基づく国内登録認証機関業務

産業標準化法に基づく国内登録認証機関として、JIS S 2120（ガス栓）、JIS S 2135（ガス機器用迅速継手）、JIS S 2146（ガスコード）及びJIS S 2190（ガス用ゴム管バンド）に係る認証業務を行うこととし、認証企業3社に対して認証維持工場審査及び認証維持製品試験を実施する。また、認証対象JISの拡大を図るとともに認証機関としての信頼性の向上に努める。更に、産業標準化法に基づく経済産業省の指導及びガイドライン等に対応し、適切な業務運営に努める。

7. 国際規格及び国内規格に関する審査登録機関業務

公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）より認定されたマネジメントシステム認証機関として、ISO 9001（品質マネジメントシステム）及びISO 14001（環境マネジメントシステム）に基づく初回審査、サーベイランス審査及び再認証審査を実施する。なお、本年度の新規登録を1件、登録辞退を2件とし、本年度の期末登録件数を121件と見込んでいる。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より令和元年11月28日に指定を受けたJIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム）に基づくプライバシーマーク制度の指定審査業務については、本年度の審査実施を4件と見込んでいる。

また、審査登録業務の実施に当たっては、公平性、透明性及び独立性を確保し、審査登録における高い信頼性の獲得に努める。

8. 液化石油ガス器具等に関する内外関係機関等との交流及び協力

- (1) 経済産業省等の関係機関の要請に基づき、技術情報の収集、技術基準及び日本産業規格等の作成に協力する。
- (2) 経済産業省等の関係機関の要請に基づき、委員会等の活動を通して液化石油ガスの保安の確保に協力する。
- (3) 製造物責任法（PL法）施行に関連して平成7年6月に設立された原因究明機関ネットワーク機関として事故原因の究明に協力する。
- (4) 関係機関等の要請に応じ、諸外国に対して技術的協力を行う。

9. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

- (1) 製品認証機関に適用される JIS Q 17065:2012（ISO/IEC17065:2012）に基づく品質システムを維持し、国際化への対応、経営基盤の強化及び信頼性の向上を図る。
- (2) ASNITE 製品認証機関としての認定を維持し、技術的基盤の強化を図る。
- (3) 職員に対する研修会、技術検討会等を実施し、技術的能力、品質管理能力等の向上を図る。
- (4) 機械設備等を整備増強し、検査業務の合理化及び円滑化を図る。
- (5) 検査制度に係る基準等の見直し及び整備を進め、検査体制の充実及び合理化を図る。
- (6) 新規製品の開発に対応し、技術基準の作成及び検査体制の整備を行う。
- (7) 検査等の業務を通じて得られた知見を基に、製造事業者等に対して品質向上を目的とした支援を行う。
- (8) 製造事業者等に対して検査基準等に関する広報等を行い、検査業務の円滑化を図る。
- (9) 製造事業者等の要請により、品質管理等について協力する。